

お知らせ（令和元年 5 月 29 日）
阪神国際港湾株式会社

G20 大阪サミット関連資料について

G20 大阪サミット開催にかかる資料を入手いたしましたので掲載いたします。

お問い合わせについては、下記関係先へお願い致します。

海域を含む小型無人機の飛行に関するお問い合わせ：第五管区海上保安本部 TEL078-391-6551
小型無人機の飛行に関する管轄警察署（咲洲）：住之江警察署 TEL06-6882-1234
小型無人機の飛行に関する管轄警察署（関西国際空港）：関西空港警察署 TEL072-456-1234
小型無人機の飛行に関する管轄警察署（海上のみの場合）：大阪水上警察署 TEL06-6775-1234

小型無人機の飛行の禁止について

2019.5.29

「G20 大阪サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例」(平成 31 年大阪府条例第三号。以下「本条例」という。)が施行されました。

本条例に基づく、小型無人機の飛行禁止措置については以下のとおりです。

飛行の禁止場所について

- 対象地域
 - 咲洲及びその周囲おおむね 300 メートル
 - 関西国際空港及びその周囲おおむね 1000 メートル
- 対象施設周辺地域
 - 大阪府知事が指定する施設及びその周辺地域

飛行の禁止期間について

- 対象地域
 - 平成 31 年 5 月 29 日から同年 6 月 30 日
- 対象周辺地域
 - 大阪府知事が指定する期間

飛行の禁止の対象となる小型無人機について

小型無人機(いわゆる「ドローン」等)

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦(プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。)により飛行させることができるものが該当します。

飛行の禁止の例外

- インテックス大阪若しくは関西国際空港を管理する者として知事が公示して指定するものによる小型無人機の飛行
- 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行
- 土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行
- 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機の飛行

については飛行の禁止から除外されます。

この場合、飛行の禁止場所・期間において、小型無人機の飛行を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を当該小型無人機の飛行に係る対象地域又は対象施設周辺地域を管轄する警察署長を経由して公安委員会に通報する必要があります。

なお、通報は飛行を開始する日の30日前までに通報する必要があります。(ただし、災害その他公安委員会が緊急かつやむを得ないと認める場合にあつては、公安委員会が指定する日前まで)

対象地域又は対象施設周辺地域において、小型無人機等の飛行を行う場合の手続きについては、飛行を行う場合の手続き詳細をご覧ください。

【別紙1 小型無人機等の飛行を行う場合の手続き】（計3ページ）

（注意）対象地域においてドローンを飛行させる場合は、本条例による通報のほか、航空法による許可も必要となることがあります。航空法の詳細は国土交通省のホームページをご覧ください。

罰則

本条例第4条第1項の規程に違反した者

本条例第6条第1項による警察官の命令に違反した者は、

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

に処せられます。

対象地域を管轄する警察署

対象地域及び対象施設周辺地域内において飛行させる区域が2つ以上の警察署の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署を経由して公安委員会に通報すれば足够了。

対象地域を管轄する警察署

対象地域	管轄警察署	
咲洲	住之江警察署	大阪水上警察署(海上のみの場合)
関西国際空港	関西空港警察署	大阪水上警察署(海上のみの場合)

小型無人機の飛行にかかる経路が海域を含むものである場合には第五管区海上保安本部に通報しなければなりません。

第五管区海上保安本部

神戸市中央区波止場町 1 番 1 号

電話: 078-391-6551

住之江警察署

大阪市住之江区新北島 3 丁目 1 番 57 号

電話: 06-6882-1234

関西空港警察署

泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地

電話: 072-456-1234

大阪水上警察署

大阪市港区海岸通 1 丁目 5 番 1 号

電話: 06-6775-1234

小型無人機飛行禁止条例等

小型無人機飛行禁止条例等

施行日	条例名
平成 31 年 4 月 1 日	G20 大阪サミット開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例 http://www.pref.osaka.lg.jp/summit/drone/index.html

通報書の様式

- ・小型無人機飛行通知書
- ・飛行地域・操縦場所等を表示した図面
- ・小型無人機の全体・製造番号の写真
- ・施設管理者の同意書

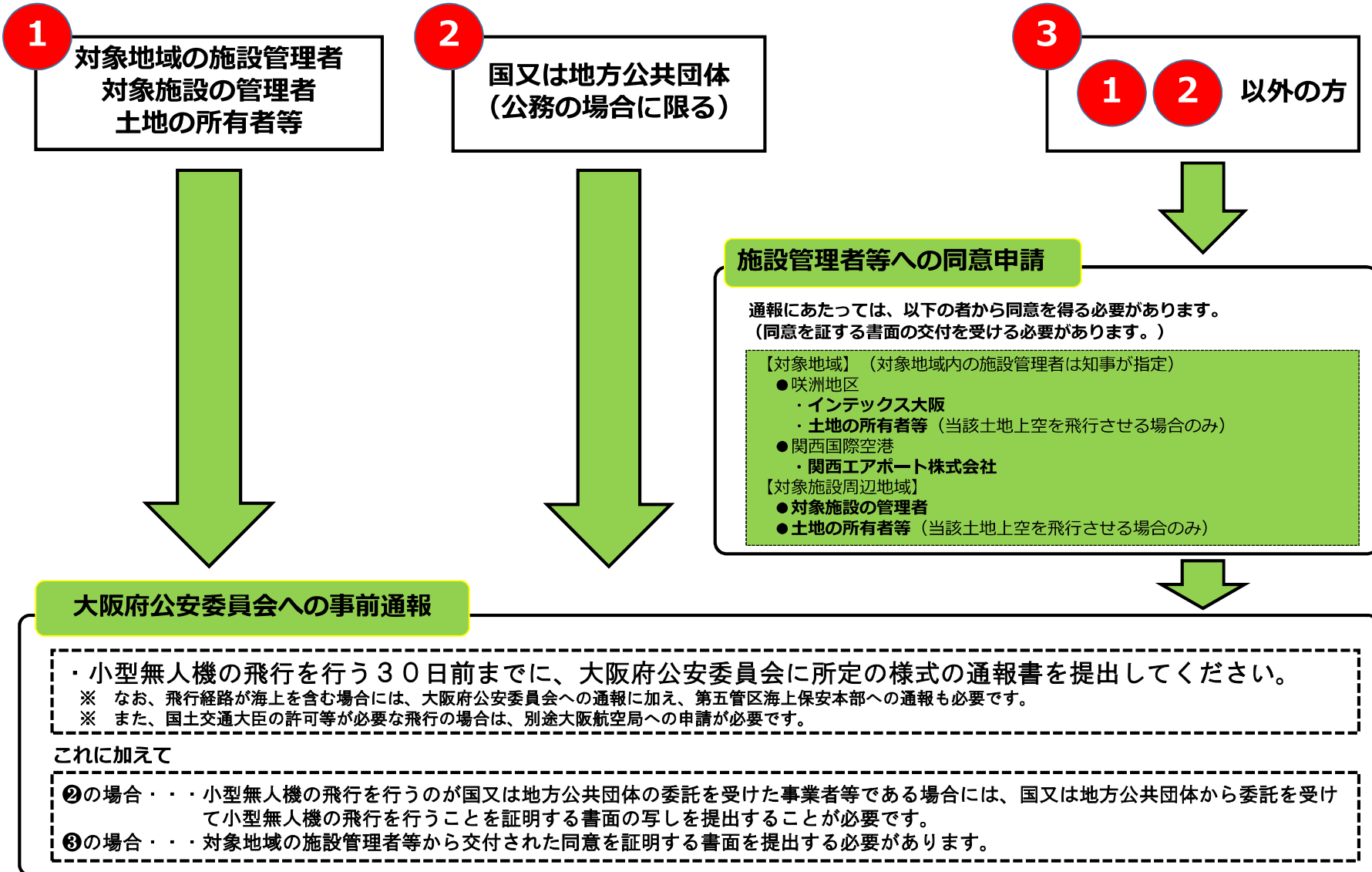
https://www.police.pref.osaka.lg.jp/topics/G20/drone_kinshi.html

これらは上記大阪府警察本部の HP より取得できます。

令和元年 5 月 29 日から 6 月 30 日までの間は大阪府条例により、G20 大阪サミット関連施設の上空における小型無人機の飛行が禁止されます。小型無人機の飛行が必要とお考えの方は、事前に大阪府警察本部へご相談ください。

(大阪府警察本部の HP より引用)

G 2 0 大阪サミット開催時における対象地域及び対象施設周辺地域において 小型無人機の飛行を行う場合の手続き



※ 災害その他大阪府公安委員会が緊急かつやむを得ないと認める場合は、大阪府公安委員会が指定する日までに通報することとしています。ただし、その場合であっても、「①②以外の方」については、対象地域の施設管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があります。

**G20大阪サミット開催時における
対象地域及び対象施設周辺地域で小型無人機の飛行を行う場合の手続について**

○ **対象地域及び対象施設周辺地域での規制**

G20大阪サミット開催時において、対象地域及び対象施設周辺地域では、原則として小型無人機の飛行が禁止されますが、以下に該当する場合には、この飛行の禁止に係る規定は適用されません。

- 1 インテックス大阪若しくは関西国際空港を管理する者として知事が公示して指定する者(以下「対象地域の施設管理者」という。)又はその同意を得た者が当該対象地域の上空において行う小型無人機の飛行
 - 2 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行
 - 3 土地の所有者又は占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行
 - 4 国又は地方公共団体の業務を行うための小型無人機の飛行
- ただし、以上の場合であっても、小型無人機の飛行を行う前に、あらかじめ、その旨を通報する必要があります。

通報の具体的な方法は以下のとおりです。

○ **通報窓口**

1 **大阪府公安委員会**

小型無人機が飛行する対象地域及び対象施設周辺地域を管轄する警察署(以下「所轄警察署」という。)

※ 飛行の区域が複数の所轄警察署の管内にわたる場合はそのいずれかに1つの警察署へ届出で足りません。

※ 詳細は大阪府警察のホームページをご確認ください。

2 **第五管区海上保安本部(飛行経路が海域を含む場合)**

※ 詳細は第五管区海上保安本部にお問合わせ下さい。

(第五管区海上保安本部:078-391-6553)

○ **通報の方法**

1 **対象地域の施設管理者、対象施設の管理者、土地の所有者及び占有者**

小型無人機の飛行を行う30日前までに、大阪府公安委員会宛て(飛行経路が海域を含む場合には、大阪府公安委員会及び第五管区海上保安本部)に、所定の様式の通報書を提出して下さい。

通報書を提出する際には、実際に飛行させる小型無人機を提示する必要があります。ただし、提示が困難な場合には、当該小型無人機の写真を提出することで足りません。

なお、土地の所有者及び占有者については、小型無人機の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

2 国又は地方公共団体

小型無人機の飛行を行う30日前までに、大阪府公安委員会宛て(飛行経路が海域を含む場合には、大阪府公安委員会及び第五管区海上保安本部)に、所定の様式の通報書を提出してください。

通報書を提出する際には、実際に飛行させる小型無人機を提示する必要があります。ただし、提示が困難な場合には、当該小型無人機の写真を提出することで足りります。

また、小型無人機の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機の飛行を行うことを証明する書面の写し(委託契約書の写し等)を提出することが必要です。

3 その他の方

飛行の通報に先立ち、小型無人機の飛行に係る対象地域の施設管理者、対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「管理者等」という。)から、当該飛行に係る同意を書面により得る必要があります。

この同意を得た後、小型無人機の飛行を行う30日前までに、大阪府公安委員会宛て(飛行経路が海域を含む場合には、大阪府公安委員会及び第五管区海上保安本部)に、所定の様式の通報書及び管理者等の同意を証明する書面の写しを提出してください。

対象地域の施設管理者、対象施設の管理者の連絡先等については、事前に大阪府のホームページを参照してください。

なお、土地の所有者及び占有者から同意を得た場合については、小型無人機の飛行が行えるのは当該土地の上空に限られることに注意してください。

通報書を提出する際には、実際に飛行させる小型無人機を提示する必要があります。ただし、提示が困難な場合には、当該小型無人機の写真を提出することで足りります。

○ その他の注意事項

- ・「災害その他緊急かつやむを得ないと認める場合」に限り大阪府公安委員会が指定する日前までに通報することで足りることとしています。その方法等については、所轄警察署にお尋ねください。その場合であっても、「3 その他の方」については、管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。
- ・通報書の入手方法については、大阪府警察のホームページを参照されるか、所轄警察署(飛行経路に海上が含まれる場合については、所轄警察署及び第五管区海上保安本部)にお尋ね下さい。